

大津地方裁判所委員会議事録

1 日時

平成16年9月28日(火)午後2時～午後4時40分

2 場所

大津地方裁判所第6号法廷(ラウンドテーブル法廷)

3 出席者

(委員)五十音順・敬称略

大西良孝, 川畑豊明, 重吉孝一郎, 玉木昌美, 早川幸延, 淵田武彌, 北條ゆかり

(事務担当者)

有田馨, 山本昌明, 田中時雄, 鞭厚

4 議事

・ 委員の異動について報告

総務課長から, 神吉正則委員, 富越和厚委員の異動に伴い, 4月1日付で大西良孝委員(大津地方裁判所判事), 重吉孝一郎委員(大津地方裁判所長)が任命された旨, 報告があった。

・ 新任委員の自己紹介

・ 委員長の選任

発言要旨は別紙第1のとおり

・ 総務課長から, 大津地方裁判所における広報活動の取組について説明

説明事項は別紙第2のとおり

・ 意見交換(「大津地方裁判所の広報(情報発信)の在り方について」)

発言要旨は別紙第3のとおり

・ 次回の意見交換のテーマについて

発言要旨は別紙第4のとおり

- ・ 次回の開催日程

仮日程を12月24日(金)又は平成17年1月25日(火)の午後2時からとし、事務担当者が欠席委員の出席可否を確認した上で決定する。

(別紙第1)

発言要旨(委員長選任について)

議事の進行は、委員長代理により、学識経験者の委員の方から順に意見を述べてもらう形で進められた。

各委員の意見は次のとおりであった。

- ・ 委員長は裁判所以外の方が相応しいとは思いますが、内容さえ民間のいろんな意見がくみ上げられて、それが採用されるということであるなら、形の上では裁判所の方で議事を進めたり、進行されるのもやむを得ないのではないかと。
- ・ 裁判所の中や、裁判のことは、我々はまだまだ良く理解していないところがあるので、所長に委員長をやって頂くのが当面はベターだと思う。
- ・ 委員会は、市民の意見を広く採り入れる目的で設置されたものと思うので、本日欠席の学識経験者の委員が適任だとは思いますが、ただ、将来的にも自由に意見を言えるようにして頂ければ、資料等の準備のことを考えれば所長が好都合だと思う。
- ・ 委員会の趣旨が国民から司法への意見を聞くということなので、裁判所が主催して運営していく立場ではないと思う。委員会に裁判官が2名入ること自体も本来の趣旨から言ってどうかと思うのに、その実質的な中身の運営に関して、所長がされるということは相当ではないと思う。それと、委員会の運営に関して事務局との打合せはそれほど必要ではないと思う。今回、所長と裁判官委員が交代となったが、任期の途中で変わる人が委員長をつとめるということが果たして相当なのかということもある。今までの2回の運営を見ていると各委員の方から意見が出たときに所長が司会をしているが為に直ぐに何らかの説明をされようとする。つまり所長対他の委員とのやり取りのような感じになっていたきらいがあり、あ

まり好ましいことではないと思っている。私としては裁判所のことはあまりよく分からないということを基礎として議論するのがこの委員会であると思っている。また、地裁委員会が対外的に記者会見などをするとき、所長が出て説明をするということになると、本来の地裁委員会の取り組みとしてというよりも裁判所としての取り組みとして、対外的には受け取られてしまうことになるのではないかと。以上のことから、話し合いで決まらないんだったら、くじ引きでも良いと思うので、法曹以外の委員のどなたかに委員長と委員長代理をしていただくのが望ましいと考える。

- ・ 委員長はだれかというよりも、議論がどれだけ出来るのかいうところに重きを置くべきと思う。事務局サイドの準備などの円滑性を考えれば、私は所長にお願いしたい。
- ・ 将来所長が委員長では相当でないと言うケースが出てきたときには、委員長を交代すればよいと思う。

以上の意見が出された後、更に議論をすべきであるという意見もあったが、時間の都合もあり、多数の意見が、所長が委員長でよいということから、所長が委員長に選任された。

(別紙第2)

大津地方裁判所における広報の取組について(レジュメ)

(平成16.9.28地裁委員会資料)

1 中学生向け広報

- ・ 中学校の先生との意見交換会(8月11日)
 - ア 刑事裁判傍聴
 - イ 模擬裁判(民事及び刑事)
 - ウ 法廷見学

エ 広報用ビデオ

オ リーフレット

カ 講師派遣

- ・ 刑事模擬裁判

- ア 滋賀大学教育学部附属中学校（5月25日）

- イ 水口町立水口中学校（6月9日，水口簡易裁判所）

2 一般向け広報

- ・ 裁判所法律豆知識シリーズ（ 1～3 ）の作成

- ア 婚姻と法律

- イ 相続について

- ウ はんこと実印

- ・ 滋賀県発行の「ボックスくらしの情報箱」への寄稿

- ア 特定調停

- イ 成年後見制度

- ウ 簡易裁判所の事物管轄の引き上げ

- ・ 裁判員制度

- ア 県及び県内全市町村に広報誌への記事の掲載，ポスターの掲示を依頼

- イ 所長インタビュー（7月5日，NHK「おうみ発610」）

- ・ 講師派遣

- （例）成年後見制度及び裁判員制度について

- （9月17日，大津市社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会連合会）

- ・ ホームページの充実

- ア 裁判傍聴，法廷見学，模擬裁判，ビデオ貸出し，広報行事等の記事の掲載

- イ 裁判所ホームページの改修（庁名表記の変更，アクセスカウンターの設置

等)

(別紙第3)

発言要旨(大津地方裁判所の広報(情報発信)の在り方について)

(委員長, 委員, 事務担当者)

総務課長から裁判所が行った広報活動について報告があったのですが、それについてのご意見、ご質問とかがあればどうぞ。

広報活動についていろいろとやっておられるが、本当に一般の人がこれを見られているのかなと、私自身でも堅いものは避けようとするし、会社でも研修をやっているのですが、任意参加と言うと堅いものは受けたがらない。会社は一人に一台のパソコンを与えているのでイントラネットで見ることが出来るんですが、見ていないんです。やっぱり関心を引くものでないと見ないんです。こういういいものがあるんですよと言わないと駄目なんです。例えば、裁判員制度を知っていますかと言ったときに、相手にインパクトを与えるように、あなたも裁判員に選ばれるんですよと言わないと関心を持ってもらえないんです。これから先生になるという人に常識として、裁判員制度を知っていますかと聞いてみたのですが、ほとんど知っている人がいないんです。知っていても、大変だと言うだけで刑事裁判だということも知らないんです。とにかく見てもらえる広報をやっていかないと。いろいろやっておられるが本当に実効が上がっているのかということも検証していかないといけない。

講師派遣は、これをずっと続けられるのかどうか。それと、裁判員制度が実施されるのは5年後ですが、高校生は5年後には選挙権があるわけで、高校生対策についてはどのようにお考えですか。学校の生徒は何十人か何百人か固まっているので、ピアールするについては、一般の方を対象にするよりも効率的だと思うんです。

講師派遣が可能かどうかということですね。

講師派遣は好評だったわけですが、大津の場合、裁判官はみんなある程度手一杯事件を持っておりまして、ある程度の数は調整を付ければ出来ると思うんですが、広報に値するほどの広がりを持った派遣は出来ないかもしれません。裁判所には本庁と支部、独立簡裁がございますので、なるべく来ていただきやすいという方法も考えてはいるんですが。

裁判を傍聴しますと、司法修習生がおられますね。そういう方たちを講師派遣することはできないのですか。

修習は期間を短くして集中的にしているため、その時間が取れませんし、責任を持った対応が出来るのかという問題もございますね。

先日、うちの短大の娘に、法廷を傍聴してレポートを書きなさいという宿題があったのですが、娘は法廷が自由に傍聴できるのを知らなかったのです。高校生なんかに、夏休みに法廷を傍聴して一枚でもレポートを出しなさいという宿題を出せば、それですらと変わる可能性もあるんじゃないかと思います。

たしかに広報の資料は立派なものが作られていますが、ほとんど見ていないだろうと思うのが問題ですね。私が国選弁護人をやった事件で、サラ金の返済に困って犯罪をおかしたという事例があるんですが、自己破産とか個人再生という法的整理を考えることは全くなかったと、弁護士とかどこかの窓口に相談に行くという発想がそもそもなかったというんです。本当に情報を必要とする人たちに対する広報活動という点で、もっと読んでもらえる情報をどこへ流したらいいのかということを考えておかないといけないと感じます。スポーツ新聞なんかに広報するということも場合によっては考える必要があるのかなと思うんです。スポーツ新聞なんかは、逆に悪徳業者が広告を載せていてそれに引っかかっているという面もあるんで、難しいかもしれませんが考える必要があるんじゃないかと思います。弁護士会についても憲法集会など、いろいろとやってはいるんですが、それでもまだまだ十分な広報活動ができているとは言えないと思っています。

検察庁についても裁判所と同じような問題がございます、パンフの配布や見

学の受け入れは積極的にやっていますが、講師の派遣については大変なのが現状でございます。

本日の裁判員制度の資料にも出ていますが、一般国民は、賛成とはいつているものの、内容については全く知らない、あるいは適切な判断をする自信がない、裁判員には参加したくない、という。もっと個々に知らしめて、来ていただく必要があるわけですね。何かピーアールの方法に良いものがないか。納得して理解してもらわないと、制度がはじまっても上手くいかないのではないかと思います。

裁判員制度についてのことだけでなく、裁判所全体のピーアールが必要ですね。裁判所の中身はご存じですかと聞けば、これよりもっと低い知識になるのではないですか。

私は、以前、社会奉仕で会社の社員で烏丸半島の清掃活動をやろうとしたときに、イントラネットのメールでいろいろ連絡してもそれは聞き流されるので、それでどうしたかというところ、核になる確実な人を10人くらい選んできて、その人に趣旨その他を徹底させて、その人がそれぞれ5名ずつ連れてきて、更にその人が同じような人を作るということで増やす。そういう形をとったら、400人という大勢のボランティアで清掃活動が出来たんです。この裁判員制度の場合、自治会の会長とかに詳しく制度を説明して核になって広めてもらうとか、モニターを選任して広報活動をやってもらうとか、一気にというのではなく、一つずつ確実に実行していく方が効果が上がるのではないかと思います。

裁判所のイメージをやわらかくしないと。みんな拒絶反応を起こしています。まず、その拒絶反応を取り除く必要があります。裁判所とか法務局とか名前を聞いただけで、これは自分たちに関係ないことだと思ってしまいうんです。たとえば、若者のアイドルとかがテレビに登場して裁判所を身近に扱うようになれば、前にも言ったのですが、裁判所のどこかで若者がコンサートを開くとかすれば、そういう場にも使わせてくれるのかとイメージが変わってくるんですが。

この前、私が所属していた更生保護の女性会の総会に、約7、80人の女性の

方が集まられて、その挨拶の中で裁判員制度のことをピーアールしておきました。そのときに、みなさんご存じですかと聞いたら、大半の方がうなずくんですが、中身はと言ったら、知らないと言うように首を振られるんですね。この前、所長からお聞きして知っていたことを話させてもらいました。そういうことを各委員の方にも機会があればお話ししていただければと思います。

破産の問題についても、だいぶ前から破産が増えまして、弁護士会としてもそういうときの法律相談をいろんな機会に啓蒙活動したんですが、それでも先程言われたとおりそれを知らない人がいるんです。弁護士会としてもかなり力を入れてそういう倒産関係のパンフレットを配ったりしているのにまだ知らない人がいるんです。どこに問題があるのか、むしろ発信側の問題なのか受信側の問題なのか。受信するにはそれだけ魅力がないと、ついつい無くしてしまうのか。そのあたりは、むしろ大学生がどう考えているのか聞いた方が分かりやすいのかもしれませんね。

法的な一般常識について、学生は、引っかけりはするんですが、深い関心は無いようですね。大学生が校庭に放置されていた自転車を勝手に乗って、警官に職務質問されたんですが、大学生は構内に置いてある自転車は互いに勝手に使ってしまうというような意識なんですね。

堅いところのアピールはなかなか難しいですね。

人間の心理としまして、堅いものは避けて通る。例えば今話がありました弁護士会などの活動ですが、自分がその当事者になれば目を向けて関心も出てきますが、当事者でない限りはそういうパンフレットなどは避けて通るとというのが人間の心理ですね。やさしいもの、例えば少年サンデーなら学生は好んで読むが、難しい裁判所関係のものは受け入れないんですね。

中学、高校生は、特に中学生くらいの人に傍聴に来てもらって勉強してもらおうというのは、その子達に対するアピールにもなりますが、家庭に帰って、今日こんなことがあったという会話から、親や兄弟にも関心を引かせることになります。

中高校生，あるいは小学5，6年生をメインにしてもかなりの波及効果があると思います。裁判所として，ある意味やりやすい面もありますね。

中高生でも一人一人にそういう波及効果が必ずありますから。だから，あらゆる人達にそういうチャンスを作ることが非常に大事ですね。

各委員の先生方それぞれに出身母体がありますね。ですから，この地裁委員会の議論をそういうところに少しずつ返していただくという作業が非常に重要なことではないかと思います。

それから，先ほど事務局からこういう実践をしましたというすばらしい報告がありました。ただ一つ残念に思ったことは，対マスコミとの関係で，地裁委員会での議論の実践としてこういう取組をしたというアピールがないように感じたんです。折角，教員を呼んでああいう行事をされたのであれば，委員会でいろんな市民の代表の方から意見を聞いてこういう実践をしました，という記者会見とかアピールをしていただいたら，もっと良かったと感じています。実際，記者会見とかされたんですか。

会見というよりは，行事の趣旨とかは説明しております。

裁判員制度ですが，やたら負担が多い，大変だという，国民にとっては負担が多いし逃げたいという議論につながらない議論をしなければ駄目だと思います。市民としてそれに加わる意味がどこにあるのか，それで社会がこう良くなるという，そういう意気込みが伝わるようなものでないと，やたら大変だ大変だと言ってアンケートをしても，それなら止めます，逃げますという答えにしかならない。だから，広報活動の仕方を工夫して，裁判員になることによってこんな素晴らしいことがあるという，国民の側が元気になるような広報活動をしないと成功しないのではないかと思っています。

国民が，司法に参加しようという意気込みから出来上がった裁判員制度ならこれは非常にいいんですけど。そうではなくて，やらせられるという感覚しかない。だから，今言われたように，これをやることは国民のためにも非常にいいことな

んだ，非常に革新的なことなんだということがピーアールできれば非常にいいんですが。

裁判員制度について，大変だ，大変だ，という話ですと，国民はそのような負担から逃げたいということになります。学校の先生方もそれでは意欲がわからない。裁判員制度の意義を理解し，こういう素晴らしい制度ができ，子供たちがそれを担うんだという元気の出る話をする必要があると思います。

これから調停委員の研修会が各支部や独立簡裁でありますので，その都度，出席して，30分くらい時間をいただいて裁判員制度の話をする予定です。調停委員の先生方は，ハブというか，周りの人に裁判員制度が始まるという話をしていただけの方になると思いますので，期待しております。

調停委員の方々は，あらゆる団体に所属しておられると思いますので，先ほど申し上げましたように，広げていただくということをぜひ話の中で加えていただければと思います。

裁判員制度の情報を受ける人達とはある意味で対局にある，情報を本当に必要としているんだけど裁判所や弁護士に全く縁もゆかりもない人達，本来なら裁判所の利用者となるべき人達に対しても目を向ける必要があると思うんです。具体的には，民事事件で被害者として増えて行くと思われるのは高齢者，外国人，社会進出してきている女性，そういった人達に対する情報提供とか，そういった人達の声を聞き取るというのがまずは大事なのではないかと思います。

一番難しい，裁判所からは遠くにいる人達のことですね。

九州の方の話なんですけど，近所の人で，お年寄りだからといつもやさしくしてくれる人なので，お金を何百万と貸したんですね。それを返してくれと言うとなかなか返してくれないということで相談に来られ，どうしても返してくれないのなら裁判をと言うと，同じ村の人に裁判を起こすなんてとんでもないと，お年寄りはそういう意識なんですね。お金を沢山貸して返してもらえないとそれの方が大変だと思うんですが。そういう人達の目を裁判所に向けるというのは非常に難

しいものがありますね。まずは民生委員に相談されたらという話だったのですが、民生委員も相談を避けようとするんですね。

高齢者の世話をしている人がお金を代わりに管理するとかいうことになると、お金を狙っていると周りがみるということがあって、どの親戚がとか近所の人がと、お互いにいがみ合うという紛争があります。今は、社会福祉協議会とかが財産管理の相談に乗って対応していますし、あまりに複雑なものは弁護士が依頼を受けていると思いますが、確かに難しいものがありますね。高齢者自身が、Aさんに相談しているときにはAさんの言うとおりになって、今度は、Aさんを批判するBさんに相談したときにはBさんになびいていったということもありました。

消費生活センターとか国民生活課とかでも、相談を持ちかけようとしなない。

消費生活相談は、無料だということと、相談員が熱心に機敏に動いてくれるというのがあって、弁護士会の法律相談と比べたら相談件数は全く桁違いに多く処理されていますね。ただ、そこに高齢者がどの程度相談に行っているかとなると、一般の人に比べると率は低いのかもしれません。

裁判所では、現在かかえている事件数だけでも大変なのに、自ら外に働きかけて問題の解決をとという暇はないのではないですか。

裁判所は、判断機関なので、どこまで関与していいのかという問題があります。一般的な啓蒙では力を注がなくてはいけないけれど、その後、どういう取り上げ方をするのかということは、一概にこうですよと言えない面があります。ある程度詳しくできる面もあるかもしませんが。

具体的な意見や要望や疑問などを受け付ける態勢というのは、あってしかるべき、あって欲しいと思うんですが。

受付業務の窓口相談がその一つの役割となっています。大庁では特に家庭裁判所では行列ができるくらいで、一人一人にはなかなか十分な対応ができない状況にあります。

簡易裁判所もそうですね。

家庭裁判所では相談者の立場になりながらいろいろと細かく相談に乗りながらやっています。簡易裁判所の方は、相手方がいますので、職員の方も中まで入って細かくやるのが非常に難しいのです。

簡易裁判所の相談というのは、手続の選択とかいうことになると、弁護士会に回すケースが多いのではないですか。弁護士会では空いていればその日でも相談を受けることになっています。

裁判所としましては、法律相談ということになりますと、市の無料法律相談とかを紹介することになります。

相談者の話を聞いていると、この人の利益になることを言ってあげたいという気になるんですね。しかし、裁判所の人間がそれをやると具合の悪いことがあるんです。紛争だから相手方がいるんですから。そういう話になると弁護士のところへ行ってもらうことになりますね。手続に関しては、どうしてもらいたいというのであれば、こういう手続に乗せますよと、そういう話是可以するんですが。

大きなテーマですね。別にまた時間をとってもらいたいですね。

(別紙第4)

発言要旨(次回の意見交換のテーマについて)

(委員長, 委員, 事務担当者)

次回のテーマについてお聞きしたいのですが。

裁判所は、利用者からの要望にどのように応えていくのか。要望しても、これは無理なこと、これはどこまで出来るということも含めてやらないと現実的でないと思います。

裁判に直接携わる人よりも、事務方の方がいろんな問題点を持っていたり、活動されていたりすると思うので、その人たちの話を聞きたいと思います。それを民間の立場から、こういうふうにしたらいいとか意見を出したりするためにもお

聞きたい。

いろいろと法律が変わって、手続きが変わることについて、一般の方に対してどのように心掛けていらっしゃるのか聞きたい。

裁判所は利用者の声をどういう形で受け付けておられるのか。声が聞こえていないということであればアンケートをとられるとか、地裁委員会で方法を考えるとか。また、地裁委員がアンケートを作るということがあり得るのかということなのですが。

所長の前任庁で利用者アンケートが実施されたと聞いていますが、ここでもそういうことが可能であれば、検討できたらいいと思っているのですが。

鳥取の「ご利用者の声」というのは、裁判所の受付なんかに来られる人の裁判所を利用したことで感じたことを、腹が立ったとかそういうことも含みますが、そういう声を聞くということもいいのではないかと、私は問題提起をただけなんです。問題提起をして、いろいろ議論をし、それではやろうかということで実を結んだのです。具体的には、本庁と倉吉支部（簡裁）、米子支部（簡裁）で、それぞれの玄関の見えやすいところにご利用者の声という箱を置きまして、それを月に2回課長が開けるんです。それで、本庁の場合はアンケートの実物を、支部の場合にはコピーを所長に上げます。どの職員のどの言動がというのはなかなか分からないんですが、分かる場合には職員にどういうことだったのかと弁明をしてもらい、分からないときにはどこのセクションかと問い合わせをします。アンケートには役に立つものもあるし、事実を書かずに抽象的な感じを書いてあるものもあります。それをご利用者の声なので、反省すべき事はあるんで、これから後は考えてやるようにと注意喚起をしていました。

始めは、批判めいたものも出てくるでしょうが、徐々に現実的な方向へと利用者の目も向いていくと期待できます。利用者も裁判所と一体になって良くしていこうという方向にです。

例えば、法廷の中のことは誰も口出しが出来ない裁判官の専権の事項で、判断

内容のことをいろいろ言われても、それは法廷の中のことはその裁判官に異議を言うなり、不服申立の手続きをするなりしていただくしかないんですが。受付とかについては、私の方でも言えるものがありますから、職制を通して直していきます。宿直をしていた職員が食事の時間が無くて午前中にクッキーを食べていたと、ものすごくお叱りを受けたことがあります。来庁者から見えるところで勤務時間中にクッキーを食べるなんていいことではないので、今後気を付けるようにと言いました。その声は、直接の裁判所の利用者の声ですから、自動車でいえば買ってくれた人の声、自動車に乗っている人の声ですから。

法廷でのことなんですが、例えば、判事さんの声が聞こえにくいとかの苦情はどこに言えばいいんですか。

それが裁判官の評価にかかわることでしたら総務課の課長宛に、あの裁判官はこういう点で問題があるという形で出すのが一つの正式のルートです。それ以外には、その場で、声が聞こえませんかと言ってください。所長の方に聞こえてきたら、こっちは、いいとか悪いとかの判断はできませんので、こんなことを言ってきた人がいると情報を流して、後はよろしくという感じです。

苦情が出たら総務課ということですよ。おそらく所長に行く前に総務課が気を利かして、裁判官に、声が小さかったとか、聞き取りにくかったという意見がありましたと言ってくれています。そう多くはないですが、総務課の方から、苦情がありますと知らせてくれています。

傍聴席にいますと、裁判官だけでなく、検察官のおっしゃってるのも弁護士のおっしゃってるのも、ほとんど聞こえない場合があるんですね。

裁判されてる人の中では聞こえているんですが、傍聴席ではほとんど聞こえないんです。何のために傍聴に来たのかと思う場合があります。

裁判の声が小さいというための窓口が総務課だとは利用者には分からないことですから、アンケートに書いていただく分にはそれはそれとしていいんじゃないかと思います。

法廷の中で暴言を吐いたというようなことは、これは放置できませんので、これはやっぱり当人に来てもらって、事実の存否をきっちり確認すると思うんですが、そうでなければ情報を回して本人の反省を待つということになります。

いずれにしても利用者の声みたいなものを、4月にでも可能であれば検討してみてもいいのでは、次回議論した上で考えていっていいのではないですか。

鳥取のような取組は他ではされていないのですか。

千葉と岡山でやっていると思います。

わかりやすい裁判をするにはどういう工夫をしていくかということについて検討することも考えられますね。

用語の問題は大きいかもしれませんね。

裁判員制度では、何の事言っているのか分からないというようなことは、通用しなくなるんですから。

それは、法曹関係者が分かりやすい言葉を意識して使わないといけなくなるということですね。

裁判のスピード化ですが、それによって弊害が出ていないか。例えば、刑事裁判の場合は裁判所が結審、裁判されますね。民事の場合は、スピード化によって和解勧告というものが増えていないかというようなことを知りたいんです。スピード化による功罪というんですか、そういう点についてお話を伺いたいという気もします。

多くの委員の方は、裁判所の情報受理の内容や、その対応について関心をお持ちですので、とりあえず今回はそのような方向でよろしいですか。端的に狭めると、苦情処理ということになってしまいうんですが、あまり狭め過ぎてもという気がしています。

受付とか相談窓口というところは裁判所の受信機関ですね。その職員の方がどういう努力をしているか。そういう部分を取り上げていただいて、場合によったら係に入っていていただいて補充意見を述べていただいたらどうですか。

受付窓口，職員の接遇，苦情。こういうところを裁判所で調べてみて，ご報告して，それに関連してご意見をいただくという形でいいですか。

法律とかが変われば裁判所の内部でどういうことをしているのか。受付窓口に来た人に対して，どのような努力をしているのかという話をしていただければいいと思います。